

構造NEWS



法改正情報 . . .

- 国交省HPにて、膜構造のPAブリックメトを募集中です
<http://goo.gl/CnKIyS>
- 南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策
<http://goo.gl/OmlpgQ>

お役立ち情報 . . .

- 4月1日スタート！省エネ適判の事前相談受付中です
<http://www.j-eri.co.jp/gyomu/shoenetekihan/>
- @ERI倶楽部では建築確認最新情報を配信中です
<https://club.j-eri.jp/club/info/tos.html>
 ⇒会員登録は2万円(無料)... <https://club.j-eri.jp/club/members/join>

ERIの構造Q&A

軽微な変更と、計画変更の違いって
 为什么呢？



確認を受けた計画の変更で、
 施行規則3条の2に規定される変更が
 「軽微な変更」になります。
 軽微かどうかは、メールなどで事前に
 ERIとよく相談してくださいね！



ERI - 1 グランプリ ~せん断力割増係数について~

RC規準2010の15条2項(2)の損傷制御の短期許容せん断力を採用して「ルート2」建築物の柱梁の設計用せん断力QDを「 $QD=QL+1.0QE$ 」にしている計算書があるんですが、良かったんですけど？



な~に~!確か「ルート2」の建築物は「 $QD=QL+2.0QE$ 」以上としなくてはならないはずだぞ!

以前の確認申請では「ルート3」で設計してその時は何も質疑が出なかったと言っているんですが... 師匠、教えてください!



お願いします。



これを解くカギは「特別な調査研究の結果に基づき...」という但し書きにあるのだ!



「ルート2」の設計用せん断力QDの規定は「昭55建告1791号第3第一号口」に、「ルート3」は「平19国交告594号第4第三号二」にそれぞれ記載されているのだが

「ルート2」の「告1791号第3第一号口」には「特別な調査研究結果に基づき...」の但し書きが記載されていない!



つまり、その但し書きがある「告594号第4第三号二」の「ルート3」はそれを適用して「 $QD=QL+1.0QE$ 」としても良いが、「ルート2」の方は記載が無いから適用できないという事だよ



「2015年版技術基準解説書 p.385及びp.403」にも説明が記載されているので参考にしてください~ ※ルート1も同様に不可。平19国交告593号第二号イ(2)参照



図像は株式会社ワナベエエンターテインメントのMMSソフトを引用。

編集後記



ストレス解消には適度の運動!
 先日、金華山を登りました。
 下山後のシロノワールが非常に美味しく感じられ、小さな幸せを感じました。



3月19日、金華山 七曲登山道に